被害者支援制度などのご案内

◎　警察で利用できる制度
- 被害者連絡制度(捜査状況等の連絡等)
- 被害者支援要員による支援(病院等への付添い等)
- 経済的支援(緊急避妊等に関する経費の援助等)
- 被害者等カウンセリング制度(専門家によるケア等)
- 再被害防止・保護対策　など

◎　検察庁・裁判所で利用できる制度
- 被害者等通知制度
- 被害者参加制度
- 被害者国選弁護制度
- 損害賠償命令制度

必要に応じて紹介しますので、ご相談ください。

心身に現れる影響

被害を受けた方は、身体だけでなく、精神的にも影響をうけることが多いため、次に挙げるようなことを感じることがあります。

これは、異常なことではなく、突然大きなショックを受けたことにより誰にでも起こりえる反応です。

心身への影響の表れ方は、人によって様々です。時間の経過や環境の変化によっても変わってきます。

自身について
- 自分が悪かったと思いこむ
- 気分の浮き沈みが激しくなった
- いつも不安で落ち着かない・夜眠れない　など

事件について
- 事件の時のことをはっきりと覚えていない
- たびたび事件のことを思い出し、頭から離れない
- 事件が現実ではなく他人事のように感じる　など

他人について
- 犯人に似た感じの人や他人に対して恐怖を感じる
- 誰も自分について理解してくれないと感じる
- 他人と関わりたくない　など

警察の相談窓口

ご要望する性別の警察官が対応します。

性犯罪被害相談電話

(1) フリーダイヤル
　#8103（ハートさん）
　または　0120−282−114

(2) フリーダイヤル以外の電話番号
　089−934−0114

注)電話の種類によっては、フリーダイヤルを利用できない場合があります。

警察相談専用電話

#9110　または　089−931−9110

警察署

四国中央警察署	刑事課	0896−24−0110
新居浜警察署	刑事課	0897−35−0110
西条警察署	刑事課	0897−56−0110
西条西警察署	刑事課	0898−64−0110
今治警察署	刑事課	0898−34−0110
伯方警察署	刑事生活安全課	0897−72−0110
松山東警察署	刑事第一課	089−943−0110
松山西警察署	刑事課	089−952−0110
松山南警察署	刑事第一課	089−958−0110
久万高原署	刑事生活安全課	0892−21−0110
伊予警察署	刑事課	089−982−0110
大洲警察署	刑事課	0893−25−1111
八幡浜警察署	刑事課	0894−22−0110
西予警察署	刑事課	0894−62−0110
宇和島警察署	刑事課	0895−22−0110
愛南警察署	刑事生活安全課	0895−72−0110

警察以外の相談窓口

○　ひめここ　～えひめ性暴力被害者支援センター～
(24時間365日、電話対応可)　#8891

○　愛媛県福祉総合支援センター　089−927−3490
(平日8：30~17：15、夜間(土・日含む)18：00~20：00　※祝日・年末年始を除く)

○　愛媛県男女共同参画センター　089−926−1644
(火~金9：00~17：30、土日9：00~16：30、月・祝日・年末年始を除く)

○　愛媛県公安委員会指定　犯罪被害者等早期援助団体
公益社団法人「被害者支援センターえひめ」
(月~金10：00~16：00　※祝日・年末年始を除く)
089−905−0150

○　日本司法支援センター(法テラス)(犯罪被害者支援ダイヤル)
(平日9：00~21：00、土9：00~17：00　※祝日・年末年始を除く)
0120−079714、(IP電話用)03−6745−5601

相談に来られた方へ

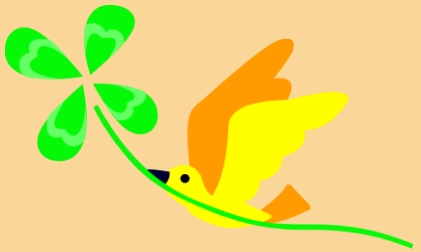

あなたはひとりではありません
あなたは大切な人です

相談に来られるまで、誰でも、自分がどうなったのか、どうしたらいいのか分からなくなり、心身ともにいろいろな症状に悩まされることがあります。

このリーフレットでは、捜査の手続きやあなたが利用できる制度、心や身体への影響、各種相談窓口についてご案内しています。

少しでもお役に立つことができれば幸いです。

担当者
愛媛県　　警察署　　課
氏名
電話　　内線

愛媛県警察

R8.4現在

刑事手続の流れ

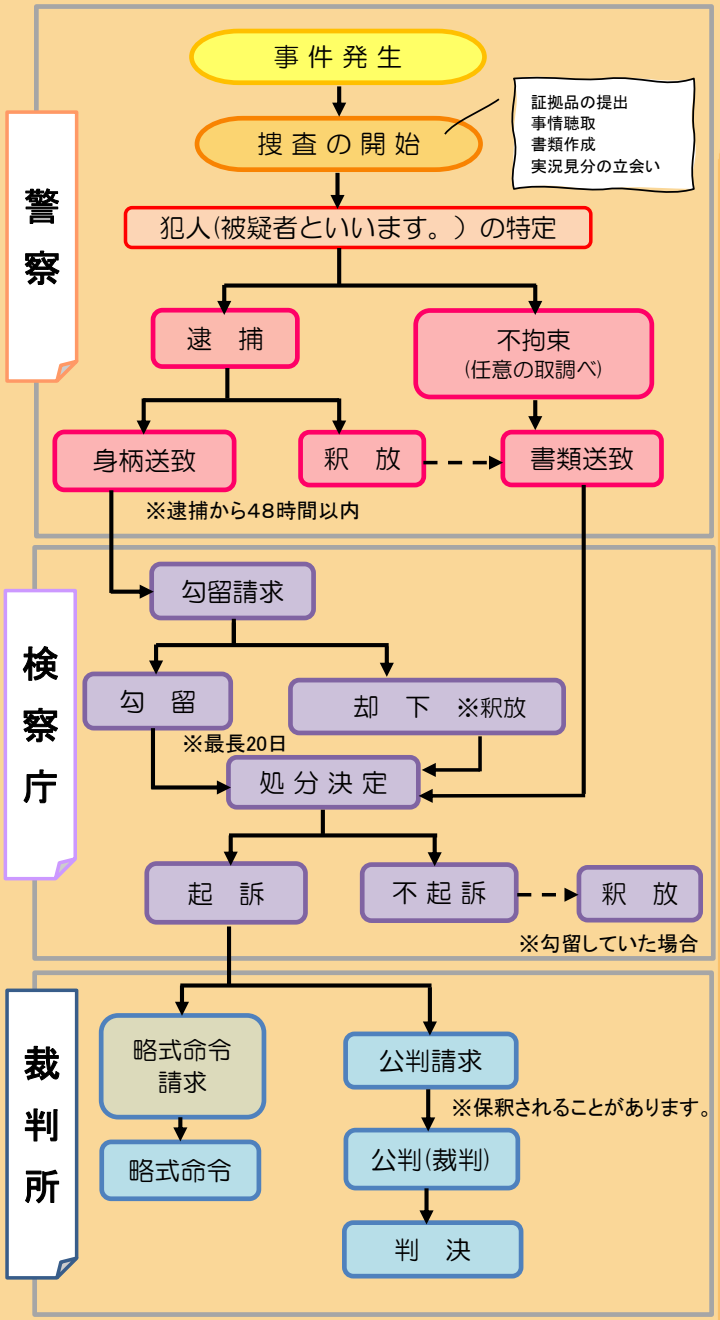

※　略式命令…書面審理で犯人の処罰を決定すること。

ご協力していただきたいこと

あなたには、刑事手続上、さまざまなお願いをすることから、負担に感じることがあるかもしれません。思い出したくないこと、つらいこともあると思いますが、犯人を逮捕して厳しく処罰する上で、非常に重要なことばかりですので、ご理解とご協力をお願いします。

1　警察への協力

○ 医療機関の受診

怪我をされた場合や妊娠、性感染症のおそれがある場合は、すぐに医療機関で診察を受けてください。

性感染症は、自覚症状がないことが多く、自分自身でも感染しているかどうか分からないので、受診による早期発見・治療が大切です。

被害から72時間以内であれば、医師から処方される緊急避妊薬を服用することで、高い確率で妊娠を防ぐことができます。

受診の際に警察官が寄り添い、同行することができます。

○ 証拠品の提出

犯人につながる証拠は、あなたの身体や衣類に残されていることが多いことから、医師や警察官が、あなたの身体から体液・尿等の証拠を採取させていただく場合があります。

また、被害時に着ていた服や所持品等を証拠品として、提出していただく場合があります。資料以外の提出物は、警察で保管する必要がなくなれば、速やかにお返しします。

※　犯人につながる証拠を探すために着衣等を提出してもらうことがありますし、犯人があなたに内緒で薬を飲ませていないかを調べるために、尿等を採取しています。

○ 事情聴取・書類作成

被害にあった時の状況や犯人の様子等について詳しくお聞きします。思い出したくないこともあるかと思いますが、事件を解明するため、必要があって尋ねさせていただくことですので、ご理解ください。

それをもとに、警察官が書類(供述調書)を作成した後、書類に誤りがないか確認してもらい、署名・捺印していただきます。

○ 実況見分

被害にあった場所や状況を確認するために、立会いをしていただくことがあります。

被害時の再現をする場合は、あなたの説明に従って、マネキンや警察官で再現を行います。

2　検察庁への協力（送致された後のご協力）

○ 事情聴取

警察の時と同じように検察官が事情を伺います。

また、お聞きした内容に基づき、書類を作成する場合もあります。

※　担当検事は、警察で作成した書類をあらかじめ読んだ上で、事情聴取をします。

3　裁判所への協力（起訴された後のご協力）

○ 証言・意見陳述

犯人や傍聴人と顔を合わせることなく、犯人や傍聴席との間についたてを置いたり、法廷とケーブルで結ばれた別室からビデオ方式で証言することにより、あなたの精神的負担の軽減に努めています。

また、カウンセラーなどによる付き添いも可能な場合がありますので、ご相談ください。

証言とは別に、あなたが、どんなに傷ついたかを裁判官や犯人に直接訴えることができます。

○ 公判の傍聴

あなたが、公判を傍聴をするときは、検察庁や民間被害者支援団体の支援員等の付き添いも可能ですので、ご相談ください。

Q&A

Q　逮捕後は、犯人が外に出てくることはありませんか？

A　不起訴の場合の「釈放」や、起訴後の「保釈」などがありますが、その際は、事前に警察官から連絡をします。

Q　犯人に名前の入った書類や顔が写った写真を見られるのではないかと不安です。

A　名前や住所が入った書類は必要最小限で作成をしますし、写真撮影の際も顔等が写らないように配慮します。